

# 令和5年度 全国がん登録実務者研修会

～参加者からの事前質問～

# Q.1 届出の対象、診断情報

他院でがんと発覚したが治療はしなかった。

当院へは別の疾病で入院し、がんに対しては痛み止め処方、水を抜く等の処置を行い、当院で死亡した。

(死亡診断書には「がん」の記載あり)。

①当院での届出は必要か？

②届出が必要な場合、診断情報はどのようにチェックすればよいか。

# A.1

\* がんの診断は実施しておらず、また、がんの縮小・切除を意図した治療は行っていないようですが、がんによる症状の緩和・軽減のために行われた特異的な治療も、届出の対象となる「治療」に含まれます。よって届出対象です。

\* 全国がん登録届出マニュアル2022 p.20

## Q.2 届出の対象

緩和ケア病棟を有しており、入院前には面談を行い、緩和ケアの登録をしている。

面談を行った患者は「診察」とみなし、がん登録対象として処理を行っているが、中にはその後当院に一切かかることなく、在宅等で看取りとなったと連絡を受け、登録や入院がキャンセルとなった患者も多数含まれている。

このような場合でも届出が必要か？

## A.2

- \* 予定されていた貴院での医療行為が全て「キャンセル」されているので、届出は不要と思います。

## Q.3 届出の対象

がん登録の対象の患者が0人の場合はどうすればよいか？

# A.3

- \* 都道府県によっては、0人の報告をしてもらうようお願いしているところもあります。届出忘れと区別がつくよう、県がん登録室に連絡をしていただくとよいです。

# Q.4 届出の対象、診断情報

<パターンI>

新たに発見されたがんが、過去に別の病院で診断されたがんの転移と判明した場合

- \*2020年にB病院(呼吸器外科)で、肺がんの診断・手術を施行  
(B病院は2020年症例として全国がん登録届出済)
  - \*2023.7.20 頭痛嘔吐でA病院(脳外科)の外来受診〔=A病院初診日〕
  - \*2023.8.1 過去にB病院で診断・治療された肺がんの脳転移と判明
  - \*後日、A病院で脳腫瘍を切除した
- この場合、A及びB病院の各届出は、右表の内容でよいか？

		A病院(脳外科)	B病院(呼吸器外科)
		〔治療箇所〕	〔原発性肺がん〕
届出の対象	届出の有無	○ (肺がんの届出)	× (届出済)
	診断情報		
診断情報	⑪ 診断施設	2. 他施設診断	—
	⑫ 治療施設	4. 他施設で初回治療終了後に自施設に受診	—
	⑬ 診断根拠	1. 原発巣の組織診	—
	⑭ 診断日	2023.7.20 (自施設の初診日)	—
	⑮ 発見経緯	8. その他	—
進行度	⑯ 進展度・治療前	499. 不明	—
	⑰ 進展度・術後病理学的	660. 手術なし又は術前治療後	—
初回治療	⑱ 外科的治療	2. 自施設で施行なし	—
	⑳ 観血的治療の範囲	6. 観血的治療なし	—



## A.4

- \* よいと思います。発見経緯に8が入っていますが、B病院からの情報がなければ、9 不明、にすべきだと思います。

# Q.5 届出の対象、診断情報

<パターン2>

原発巣と転移巣が同時に診断され、それぞれ別の施設で初回治療が施行された場合

\*2023.7.20 頭痛嘔吐でA病院(脳外科)の外来受診

\*2023.8.1 A病院で精査の結果、脳腫瘍は肺がんの脳転移と診断  
〔=A病院で「がん」と診断する根拠となった検査を行った日〕

\*A病院で脳腫瘍の手術(脳腫瘍遺残なし)を行った後、B病院へ転院

\*2023.9.1 B病院(呼吸器外科)にて診察〔=B病院初診日〕

\*後日、B病院で肺がんの手術を施行(肺がん遺残なし)

この場合、A及びB病院の各届出は、右表の内容でよいか？

		A病院(脳外科)	B病院(呼吸器外科)
		〔治療箇所〕	〔原発性肺がん〕
届出の対象	届出の有無	○ (肺がんの届出)	○ (肺がんの届出)
	診断情報	⑪診断施設	1. 自施設診断
⑫治療施設		2. 自施設で初回治療開始	3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続
⑬診断根拠		2. 転移巣の組織診	2. 転移巣の組織診
⑭診断日		2023.8.1(自施設での精査日) ※自施設の初診日ではない	2023.9.1(自施設の初診日)
⑮発見経緯		8. その他	8. その他
進行度	⑯進展度・治療前	440. 遠隔転移	499. 不明
	⑰進展度・術後病理学的	440. 遠隔転移	440. 遠隔転移
初回治療	⑱外科的治療	1. 自施設で施行(脳腫瘍切除)	1. 自施設で施行(肺がん切除)
	⑲観血的治療の範囲	4. 腫瘍遺残あり(肺がん手術前のため)	1. 腫瘍遺残なし(脳・肺ともに手術終了、ともに遺残ないため)

# A.5

\* A病院での原発巣の組織診に基づいてA・B病院で治療が行われているので修正しました。肺がんの進展度はいずれも遠隔転移でしょう。

		A病院(脳外科)	B病院(呼吸器外科)
〔治療箇所〕		〔転移性脳腫瘍〕	〔原発性肺がん〕
届出の対象	届出の有無	○ (肺がんの届出)	○ (肺がんの届出)
診断情報	⑪診断施設	1. 自施設診断	2. 他施設診断
	⑫治療施設	2. 自施設で初回治療開始	3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続
	⑬診断根拠	1. 原発巣の組織診	1. 原発巣の組織診
	⑭診断日	2023.8.1(自施設での精査日) ※自施設の初診日ではない	2023.9.1(自施設の初診日)
	⑮発見経緯	8. その他	8. その他
進行度	⑯進展度・治療前	440. 遠隔転移	440. 遠隔転移
	⑰進展度・術後病理学的	440. 遠隔転移	440. 遠隔転移
初回治療	⑱外科的治療	1. 自施設で施行 (脳腫瘍切除)	1. 自施設で施行 (肺がん切除)
	⑳観血的治療の範囲	4. 腫瘍遺残あり (肺がん手術前のため)	1. 腫瘍遺残なし (脳・肺ともに手術終了、ともに遺残ないため)